

令和7年9月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様
〔各通〕

広島県健康福祉局医療介護政策課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」の活用意向調査について（通知）

本県の健康福祉行政については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」を実施しています。

この度、令和8年度の予算編成作業の参考とするため、県内の病床機能報告対象施設に対し、別紙のとおり事業の活用意向について調査を実施することとしましたので、お知りおきください。

担当 医療推進グループ
電話 082-513-3064 (ダイヤルイン)
(担当者 平良)



令和7年9月29日

各医療機関の長様
(病床機能報告対象施設)

広島県健康福祉局医療介護政策課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

病床機能分化・連携促進基盤整備事業及び病床機能再編支援事業の
活用意向調査について（照会）

本県の健康福祉行政については、平素より御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」を実施しています。

つきましては、本事業の令和8年度の活用意向を希望される場合は、別添の意向調査要領等や広島県ホームページに掲載している事業概要や交付要綱等を御確認の上、令和7年10月17日（金）までに御回答くださいますようお願いいたします。

今回の照会は、令和8年度の予算編成作業の参考とするものであり、国・県の予算の関係等により、事業が実施されないことがありますので、お知りおきください。

また、病床機能の転換等はあくまで医療機関の自主的な判断で行うものであり、この事業の実施を条件とするものではないことを申し添えます。

- 各事業の事業概要、交付要綱、必要書類等は、広島県ホームページに掲載していますので、御確認ください。

トップページ>組織でさがす>健康福祉局>医療介護政策課>令和8年度「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」
及び「病床機能再編支援事業」の活用意向調査について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/shinkikin-hojo-07.html>)

担当 医療推進グループ
電話 082-513-3064 (ダイヤルイン)
(担当者 平良)

意向調査要領（病床機能分化・連携促進基盤整備事業）

令和８年度に病床機能分化・連携促進基盤整備事業の活用を希望される医療機関は、この要領に基づき関係書類を御提出ください。

なお、今回の照会は、令和８年度の予算編成作業の参考とするものであり、国・県の予算の関係等により、事業が実施されないことがありますので、お知りおきください。

【関係資料掲載先】広島県ホームページ

トップページ>組織でさがす>健康福祉局>医療介護政策課>令和８年度「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」の活用意向調査について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/shinkikin-hojo-07.html>)

1. 対象事業

- （１）回復期病床への転換に係る事業
- （２）医療機関の事業縮小に係る事業
- （３）複数医療機関間の連携による病床再編事業

2. 事業の概要（県ホームページ参照）

- 事業概要については、「1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業」の「事業の概要等」を御確認ください。
- その他詳細については、「広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱（抜粋）」「広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱（抜粋）」を御確認ください。

【留意点】

- 昨年度の意向調査で令和８年度意向の事業希望を回答した場合でも、改めて回答してください。
- いずれの事業も地域医療構想の実現に向けた病床機能分化・連携への自主的な取組を支援するものとなります。
- 関係書類提出後、補助金の交付を受けるに当たっては、二次保健医療圏ごとに設置している「地域医療構想調整会議」での協議を経ることが要件となります。
- 地域医療構想調整会議での議論の結果、地域医療構想の実現に向けた必要な取組と判断されなかった場合や、圏域の病床状況によっては、事業の対象とならない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 内示までに事業着手された場合は補助金の対象外になります。
- 広島県の地域医療介護総合確保基金の予算の範囲内で補助を行うため、御要望に沿えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

3. 提出書類・提出先等

(1) 提出書類

意向調査票（県HPよりダウンロード）

(2) 提出期限

令和7年10月17日（金）

(3) 提出方法

次の(4)提出先に記載しているメールアドレス宛てに、電子データで送信してください。電子メールでの対応が難しい場合は、御連絡ください。

(4) 提出先

広島県健康福祉局医療介護政策課（担当：平良）

住所： 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL： 082-513-3064（ダイヤルイン） FAX：082-502-8744

E-mail：fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp

4. その他

- 事業が2ヵ年に亘る等、令和9年度の活用も検討されている場合は、意向調査票の令和9年度の欄に○をつけて御回答ください。今後の参考とさせていただきます。
- 当該事業の補助金交付に当たっては、地域医療構想調整会議での協議が要件とされています。このため、医療機関の対応としては、補助金の申請以外に地域医療調整会議に係る説明資料の作成や、地域医療構想調整会議への出席及び説明が必要となりますので、予め御了承ください（会議については、別途調整を行います。）。
- 令和8年度の意向調査で活用希望を示された場合、後日個別でヒアリングを実施する予定ですので、御協力をお願いします。
- 申請希望をメールで受け付けた後、当課から受信した旨を返信します。回答した後、県からメール又は電話で返信がなかった場合は、お手数ですが医療介護政策課まで御連絡ください。

<病床機能分化・連携促進基盤整備事業> 負担割合 事業者1/2 県1/2

「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり 10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)

「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり 4,270千円
- ②建物処分 1床当たり 2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり 5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円

「C 複数の医療機関の連携により病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①新築・増改築 1床当たり 6,115千円
- ②改修 1床当たり 4,270千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限る)
- ⑥退職金の割増相当額 1人当たり 6,000千円
- ⑦現給保障 1人当たり 6,000千円



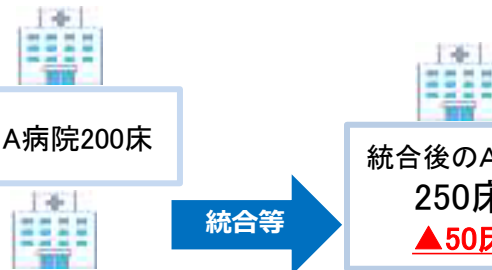
計200床
急性期200床

計200床
急性期190床
回復期 10床



計200床
急性期200床

計180床
急性期180床
▲20床



B病院100床
廃止

病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要

令和 6 年 4 月 1 日
広島県医療介護政策課

趣旨

広島県地域医療構想（平成 28 年 3 月策定）の実現に向けて、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等に際して必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携への自主的な取組を支援する。

1 回復期病床への転換に係る事業

（１）対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病棟（室）を主に回復期機能を提供する地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換（事業を実施する施設において 10 床以上の転換を伴うものに限る。）する際に必要となる施設・設備整備事業

（２）補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	① 新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合や、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床 1 床当たり 6,115 千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床 1 床当たり 4,270 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く （ア）土地の取得又は整地に要する費用 （イ）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 （ウ）設計その他工事に伴う事務に要する費用 （エ）既存建物の買収に要する費用 （オ）その他の整備費として適当と認められない費用
設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1 品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1／2、設備整備 1／2

2 医療機関の事業縮小に係る事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において 10 床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の事業

- a. 不要となった病棟（室）等を他の用途へ変更（機能転換を除く）する際に必要な施設整備
- b. 不要となった建物・医療機器の処分（施設等処分）
- c. 職員の早期退職に要する経費（人件費）

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	削減病床 1 床当たり 4,270 千円	不要となる病棟(室)を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
施設等処分	建物処分 削減病床 1 床当たり 2,320 千円 機器処分 1 施設当たり 5,400 千円	不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。
人件費	早期退職制度を活用する職員 1 人当たり 6,000 千円	病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

補助率：施設整備 1／2、施設等処分 1／2、人件費 1／2

3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業

(1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、複数医療機関間で合意した再編計画(再編計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の事業

- a. 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b. 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分、医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)(施設等処分)
- c. 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に要する経費(人件費)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	(1) 病棟(室)等の施設整備 ①新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合や、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 6,115千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 4,270千円	(1) 再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備(用途変更を含む)するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(2)との併用はできないものとする。
	(2) 病床を含まない施設整備 ①新築・増改築 従前のものと著しく異なる建物を新しく建てる場合、従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合又は、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 整備病床1床当たり 6,115千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 整備病床1床当たり 4,270千円	(2) 再編後の地域の医療提供体制を維持するために必要な施設の新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(1)との併用はできないものとする。

設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟（室）等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1 品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。
施設等処分	建物処分 削減病床 1 床当たり 2,320 千円 機器処分（機器移転） 1 施設当たり 10,800 千円 ※病床を削減する施設に限る	病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）及び再編に伴う医療機器の移転に要する経費 ただし、広島県地域医療構想公示日まで取得（契約）したものに限り対象とする。
人件費	（１）退職金の割増相当額 一人当たり 6,000 千円 （２）現給保障 1 人当たり 6,000 千円 （補助期間の上限は、雇用契約締結後 3 年間）	（１）退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 （２）新たに雇用契約を締結する職員（再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。）の現給保障に要する経費のうち、名称に関わらず次の性質を有する給与 ただし、給与は、法人等の就業規則等で定めたものを対象とし、名称に関わらず時間外手当の性質を有するもの及び法定福利費を除く （ア）基本給 （イ）賞与 （ウ）技能手当 （エ）管理職手当 （オ）通勤手当 （カ）住居手当 （キ）扶養手当 （ク）その他県が認めるもの

補助率：施設整備 1／2（3／4）、設備整備 1／2（3／4）、施設等処分 1／2（3／4）、人件費 1／2（3／4）

注）（ ）内に示した補助率は、厚生労働省が選定する重点支援区域（令和 2 年 1 月 10 日付け医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき厚生労働大臣が選定する地域をいう。）に選定された場合又は再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が 400 床以上である計画若しくは再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院若しくは地域医療支援病院が含まれる計画であって、

次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること
- (2) 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること
- (3) 医療機関が所在する圏域の地域医療構想調整会議及び県単位の地域医療構想調整会議において合意を得ること

4 留意事項

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、地域医療構想と整合性がとれている必要があることから、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、事業活用を希望する医療機関が自ら地域医療構想と整合性がとれていることを、資料を用いて説明し、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認される必要があること。圏域の病床の状況等を踏まえた議論の結果、事業対象とならない場合もあること。

なお、圏域の地域医療構想調整会議に提出する資料作成に当たっては圏域の事務局と調整を要するものであること。

- 上記基準単価は補助の上限であり、実際の補助対象経費がこれらを下回る場合は、実際の経費に基づいて算定を行うこと。
- 上記補助制度の内容については、変更が生じる場合があること。

意向調査要領（病床機能再編支援事業）

令和８年度に病床機能再編支援事業の活用を希望される医療機関は、この要領に基づき関係書類を御提出ください。

なお、今回の照会は、令和８年度の予算編成作業の参考とするものであり、国・県の予算の関係等により、事業が実施されないことがありますので、お知らせください。

【関係資料掲載先】 広島県ホームページ

トップページ>組織でさがす>健康福祉局>医療介護政策課>令和８年度「病床機能分化・連携促進基盤整備事業」及び「病床機能再編支援事業」の活用意向調査について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/shinkikin-hojo-07.html>)

1. 対象事業

- （１）単独支援給付金支援事業
- （２）統合支援給付金支援事業
- （３）債務整理支援給付金支援事業

2. 事業の概要（県ホームページ参照）

- 事業概要については、「２ 病床機能再編支援事業」の「事業の概要等」を御確認ください。
- その他詳細について、「病床再編支援給付金支給要綱」「病床機能再編支援事業 Q&A」を御確認ください。

【留意点】

- 昨年度の意向調査で令和８年度意向の事業希望を回答した場合でも、改めて回答してください。
- いずれの事業も地域医療構想の実現に向けた病床機能再編への自主的な取組を支援するものとなります。
- 関係書類提出後、補助金の交付を受けるに当たっては、二次保健医療圏ごとに設置している「地域医療構想調整会議」及び「広島県医療審議会保健医療計画部会」での協議を経ることが要件となります。
- 地域医療構想調整会議及び広島県医療審議会保健医療計画部会での議論の結果、地域医療構想の実現に向けた必要な取組と判断されなかった場合や、圏域の病床状況によっては、事業の対象とならない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- その他、国・県の予算の関係等により、御要望に沿えない場合がありますので、御了承ください。
- 内示までに事業着手された場合は補助金の対象外になります。
- 当該事業の計画が令和８年度中に完了しない可能性がある場合は、事業計画書提出時に併せてその旨を御連絡ください。

3. 提出書類・提出先等

(1) 提出書類

該当する事業の事業計画書

- ・事業計画書（単独支援給付金）
- ・事業計画書（統合支援給付金）
- ・事業計画書（債務整理支援給付金）

（県HPよりダウンロード）

(2) 提出期限

令和7年10月17日（金）

(3) 提出方法

次の(4)提出先に記載しているメールアドレス宛てに、電子データで送信してください。電子メールでの対応が難しい場合は、御連絡ください。

(4) 提出先

広島県健康福祉局医療介護政策課（担当：平良）

住所： 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL： 082-513-3064（ダイヤルイン） FAX：082-502-8744

E-mail：fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp

4. その他

- 当該事業の給付金支給に当たっては、地域医療構想調整会議及び広島県医療審議会保健医療計画部会での協議が要件とされています。このため、医療機関の対応としては、給付金の申請以外に病床再編計画に係る説明資料の作成、地域医療構想調整会議及び広島県医療審議会保健医療計画部会への出席、説明が必要となりますので、予め御了承ください（会議については、別途調整を行います。）。
- 申請希望をメールで受け付けた後、当課から受信した旨を返信します。回答した後、県からメール又は電話で返信がなかった場合は、お手数ですが医療介護政策課まで御連絡ください。

病床機能再編支援事業

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

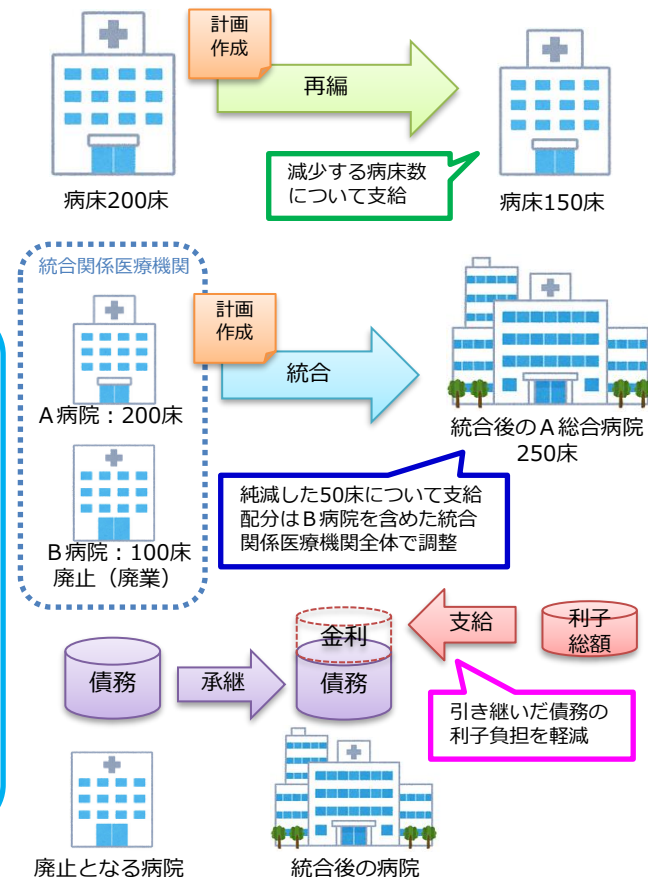
※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分……高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能